

意見募集案件	北広島市地域防災計画・水防計画の一部修正について
担当課	総務部危機管理課 電話 011-372-3311 内 648

意見募集期間	平成27年 2月13日(金)から平成27年 3月15日(日)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(危機管理課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島2月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	総務部危機管理課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0888 電子メールアドレス: kiki@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成27年3月20日頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 東日本大震災以降、災害対策基本法が改正され、これを受け、国が防災基本計画を改正、さらに北海道が道地域防災計画・水防計画の改正を行っている。 このことを踏まえ、防災教育・災害予防・災害応急対策・災害復旧に関する事項における防災対策の効果的な推進を図ることにより、市民の生命・身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的に計画の修正を行う。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 「北広島市地域防災計画・水防計画の修正の概要」のとおり (3) その案の根拠となる法令等 災害対策基本法第42条、水防法第33条 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 本計画は、市民の生命・身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的に策定するものであり、市民が被災者になりうることを考えると市民生活への影響は少なくない。
対象となる政策等 の原案	北広島市地域防災計画素案、北広島市水防計画素案
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 3月下旬に北広島市防災会議に提案し、修正計画の決定。